

静岡県告示第638号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 川奈鳥獣保護区（昭和33年11月4日 静岡県告示第1004号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道135号と市道石神線との交点を起点として、同地点から同国道に沿って南進し市道小室山線との交点に至り、同地点から同市道を南進し市道下水落・長畑線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、市道長畑・上ノ川線に至り、同地点から同市道に沿って南進し、国道135号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東進し市道三の原線との交点に至り、同地点から同市道を南東進し、市道吉田・ホテル線との交点に至り、同地点から同市道を東進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を南進し赤入道川との交点に至り、同地点から赤入道川に沿って東進し川奈ゴルフ場海岸線に至り、同地点から川奈ゴルフ場海岸線を北進し川奈崎燈台に至り、同地点からゴルフ場界、続けて市道小浦台・向上線を南西進し、市道小浦台・大小浦線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を北西進し市道川奈線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道石神線との交点に至り、同地点から同市道を西進し起点に至る一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、富士箱根伊豆国立公園を中心として、スギ、ヒノキ、マツ等が生い茂った自然林が多くあり、自然環境に恵まれ野生鳥獣の絶好の生息地であるため、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。

2 伊東市大室高原鳥獣保護区（昭和35年1月16日 静岡県告示第29号）

(1) 区域

国道135号と県道遠笠山富戸線との交点を起点として、同地点から同県道に沿って南西進し県道池東松原線との交点に至り、同地点から同線を北進しイトーピアを経てさくら通りに至り、同地点からさくら通りを北進し市道十足道線に至り、同地点から同市道を北進し大池小学校野鳥愛護林西端との交点に至り、同地点から同愛護林の外周に沿って南進、さらに東進し同愛護林東端と市道荻・一碧湖・梅の木平線との交点に至り、同地点から同市道を東進し国道135号との交点に至り、同地点から同国道を南進し、起点に至る一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は、富士箱根伊豆国立公園を中心として、スギ、ヒノキ、マツ等が生い茂った自然林が多くあり、自然環境に恵まれ野生鳥獣の絶好の生息地であるため、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。

3 御殿場鳥獣保護区（昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号）

(1) 区域

市道0114号線と県道御殿場箱根線との交点を起点とし、市道0114号線に沿って北東に進み、市道1821号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道1847号線との接点に至り、同線を東進し、富士カントリークラブゴルフ場南端に至り、同地点から同ゴルフ場の山境に沿って北東に進み、小山町との境界線（大塚山）に至り、同地点から同境界線に沿って南東に進み、神奈川県との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って南西に進み、箱根鳥獣保護区との接点に至り、同地点から同保護区境に沿って西進し、県道御殿場箱根線との接点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道0225号線との接点に至り、同地点から同線に沿って西進し、東田中3207番地先に至り、同地点から山境に沿って北西に進み、東田中2070番2地先に至り、同地点から市道0225号線を北進し、市道0116号線との接点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道0114号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該保護区は自然環境に恵まれ野生鳥獣の絶好の生息地であり、森林に生息する鳥獣の保護を図るため、引き続き鳥獣保護区として存続させることが必要である。

4 大河内鳥獣保護区（昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市葵区有東木字亀尻1191の3番地（正木峠）を起点とし、旧大河内村と旧梅ヶ島村との境界線を東進し、山梨県との境界線の尾根に至り、同地点から同尾根に沿って南進し、真富士山を経て旧大河内村と旧静岡市との境鷹峰沢に至り、同地点から同沢に沿って西進し、葵区横山字舟久保372の1に至り、同地点から標高800mの等高線に沿って北進し、白沢に至り、同地点から同沢に沿って東進し、標高1,100mの地点に至り、同地点から標高1,100mの等高線に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は、標高800mから1,500mの山岳地帯にかけて造林地が広がっており、観光シーズンには行楽客も多く入山するため、狩猟による事故を防ぐ必要がある。また本地域は野生

鳥獣の種類も豊富であり、その生息地を保護し、市民が自然と触れ合う貴重な場としての環境を維持するため鳥獣保護区に指定する。

5 千葉山鳥獣保護区（昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号）

(1) 区域（区域表示の変更）

尾川835-432番地を起点とし、農道に沿って南進し、三俣農道との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、小笹藪農道との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道尾川上伊太線との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、島田ゆめ・みらいパークに至り、同施設の敷地北側に沿って山道を北西に進み、田代3号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、どうだん原線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、市道千葉後畑線、後畑1号線、旧吉備知後畑線を経て、県道焼津森線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、藤枝市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って南進し、県道伊久美元島田線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、市道千葉間東田線との交点に至り、同線を北西に進み、市道尾川千葉線との交点に至る。同地点から同線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、千葉山を中心に文化財、ハイキングコース等の諸施設があり、70種類以上の多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区として当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

6 大代鳥獣保護区（昭和28年10月31日 静岡県告示第744号）

(1) 区域（区域表示の変更）

八高山を起点とし掛川市と島田市との境界線に沿って八高山の尾根伝いに北西に進み旧川根町と旧島田市との境界線との交点に至り、同線に沿って北東及び南東へと進み、標高524mの地点を通過し、その尾根に沿って東進し、白光川との交点に至る。ここから尾根伝いに南進しさらに南西へと進み八高山へ登る登山道との交点に至り、そこから登山道に沿って標高580mの地点を通り尾根に沿って南南東へと進み経塚山に至り、そこからその尾根に沿って南下し、尾根の中腹より西及び南西へと進み、掛川市との市有林との交点に至りその市有林と民有林との境界線に沿って進み暗沢林道との交点に至りそこから北西へと進み再び掛川市の市有林に至り、そこから市有林と民有林との境界線に沿って進み再び暗沢林道との交点に至り、そこから北西へ進み黒俣林道の手前まで進み、さらに北東に進み白光神社を通過し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当地域は国有林と市有林で占められており、環境も適しているため多種類の野生鳥獣が

生息していることから鳥獣保護区として当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

7 東海自然歩道川根鳥獣保護区（昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号）

(1) 区域（区域表示の変更）

川根町抜里、大井川鐵道抜里駅を起点とし、これより大井川鐵道本線に沿って南進し獅子トンネルに至り、同地点から東進し大井川を経て川根中学校グラウンド北端に至り、同地点からグラウンド境を南東に進み市道町民グラウンド線との交点に至り、同線を南西に進み農道身成支線第四号線との交点に至り、同線を南東に進み主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同線を南進し農道身成支線第一号線との交点に至り、同線を南東に進み座王神社を経て堀之内沢に至り、同地点から沢に沿って東進し林道中山線との交点に至り、同点から更に沢に沿って東進し送電線との交点に至り、同地点から送電線に沿って南進し川根町身成3627-1番地の鉄塔に至り、同地点から東進し寺沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み大蔵連沢簡易水道取水ダムに至り、同地点から北東に進み月沢治山ダムに至り、同地点から北東に進み農道中山線との交点川根町身成4160-1番地に至り、同地点から北東に進み松間沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み林道松間沢線との交点川根町笹間下2755-1番地に至り、同線を北東に進み川根町笹間下2847-1番地に至り、同地点から北東に進み西沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み市道一色線と身成川砂防堰堤との交点に至り、同線を北進し次に南進して川根町笹間下3345-1番地に至り、同地点から北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3463-1番地に至り、同地点から川根町笹間下3466-1、3463-1、3467-1、3475-2、3476-1番地の山林境を北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3476-1番地に至り、同地点から川根町笹間下3476-1番地の山林境を東進し市道一色線との交点川根町笹間下3476-1番地に至り、同地点から北進し旧島田市と旧川根町の境界線川根町笹間下3288-5番地に至り、同地点から境界線を南進し林道大森上河内線との交点に至り、同線を西進し私道との交点川根町笹間下2536-1番地に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下3098番地を経て法定外道路に至り、法定外道路を南進し市道宮沢線との交点に至り、同線を西進し普通河川宮沢川に架かる私道橋との交点に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下2944-1番地に至り、同地点から南西に進み、向の沢最上流治山ダムに至り、同地点から南西に進みNHK共聴アンテナ、下り沢不動の滝上流の堰堤を経て節分沢治山ダムに至り、同地点から南西に進み、川根町笹間下2692-3番地に至り、同地点から山林境を南進し川根町身成4396-1番地に至り、同地点から南西に進み山ノ神社に至り、同地点から南西に進み川根町身成4276-1番地の山林境を西進し、更に川根町身成4413-5番地の山林境を西進し市道島川線に至り、同線を西進し島川橋に至り、同地点から身成川左岸を西進し主要地方道島田川根線に至り、同線を西進し市道原西線との交点に至り、同線を西進し川根町身成2812番地と3255-1番地との境を経て大井川左岸に至り、同地点から南西に進み大井川を経て家山側右岸に至り、同地点から同川に沿って西進し、切山川との交点に至り、同地点から同川沿いの尾根に沿って西進し、林道明ヶ島線との交点を経て南西に進み、その後再び明ヶ島線との交点に至り、同線を西進し、森町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、浜松市天竜区春野町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、尾根沿いの山道との交点字ホウホツ4133番地に至り、同地点から同山道に沿って南東に進み、市道雲見線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、字ココンゾウレ3544

番地に至り、同地点から尾根まで南進し、尾根から同尾根に沿って東進し、主要地方道藤枝天竜線との
交点、字タカ子3167-2番地に至り、同地点から東進し、同線及び鳥之瀬橋を経て尾根との交点八樽
3558-3番地に至り、同地点から同尾根に沿って東進し、尾根沿いの山道との交点、字八樽3480-4番
地に至り、同地点から同山道に沿って南東に進み、字沢山1809番地に至り、同地点から更に同山道に沿
って東進し、市道絵下原線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、国道473号との交点に至
り、同地点から同線に沿って北進し、市道抜里停車場線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進
し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、山林と小さな河川が点在しており多様な鳥獣が生息していることから、自
然とふれあい、野生鳥獣を身近に観察できる場所として鳥獣保護区に指定する必要がある。
る。

8 川根本町白羽の森鳥獣保護区(平成5年10月29日 静岡県告示第922号)

(1) 区域

林道南赤石線と『ウッドハウスおろくぼ』取付道との交点を起点として同地点から林道南赤石線を大
札山方面へ北進すると同林道上空を送電線が交差している地点に至り、同地点右側の小道を登ると峠に
至り、同地点を右に折れ尾根沿いに南進し、鉄塔を通過し、更に南進すると一本松の丘の四阿に至り、
同地点から遊歩道を南進する。遊歩道を左に折れ、遊歩道沿いに進み左に折れて小さな谷を下ると小道
に出る。同地点から小道を下ると尾根に至り、同地点から尾根沿いに下ると幅員2.5mの作業道に至り、
同地点から作業道を西進すると幅員3.0mの作業道との交点に至り、同地点から左側前方の小道を南進す
ると鉄塔に至り、同地点を右に折れ小道を北進し更に北進すると雑木林に至り、同地点から雑木林南側
を尾根沿いに下ると小道に至り、同地点から小道を北進し、残土処理場を通過し、幅員3.0mの作業道と
の交点に至り、同地点から作業道を北進し起点に至る線で囲まれた一円の地域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、白羽山を中心としたスギ、ヒノキ等の樹木におおわれた鳥獣の生息地であ
り、また、「白羽の森」保健休養林として整備され、宿泊施設等があつて家族連れ等の利
用者が多いことから、鳥獣保護区に再指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るととも
に、自然のふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

9 東海自然歩道竜山鳥獣保護区(昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号)

(1) 区域(区域表示の変更)

秋葉山標高約836m地点を起点とし、旧春野町との境を南に進み林班62ほ/20に至り、林班62ほ/20と

62ほ/21の界を下り東海自然歩道からの歩道に至り、歩道を北に進み林班60りと60るの界を登り林道瀬戸川線に至り、林道瀬戸川線、林道戸倉線沿いに西に進み林班58との接点に至り、林班58界を下り天竜川に至り、同地点より大嶺地内林班1り/4と1り/5の界を結び、ここより林班1へと1りの界を登り浜松市西雲名との境に至り、同境を西に進み、林班5界との接点まで至り、林班5界を下り林道三舞坂線沿いの沢沿いに下り林道市ノ瀬線に至り、林道市ノ瀬線を東に進み林班4界との接点に至り、林班4はと4にの界を登り同地尾根に至り、尾根沿いに林班4ちとの接点に至り、林班4ちと4ほの界を東に進み、代行道路ハシゴ坂線に至り、代行道路ハシゴ坂線、林道ハシゴ坂線を登り、林班3との接点に至り、林班3界沿いに下り白倉川に至り、白倉川沿いに東に進み市道龍山西川秋葉線に至り、同市道、天竜川沿い、国道152号沿いに北に進み市道龍山大峯線との接点に至り、同地点より戸倉地内西ヶ池沢終点を結び、ここより西ヶ池沢沿いに登り、林班58わ、か、よの界沿いに登り、林班59界との接点に至り、林班59と58の界を東に進み林班57ほ/1に至り、林班57ほと57にの界を北に進み林班56界との接点に至り、林班56界沿いに北東に進み林班57へ/3に至り、林班57へ/1と57へ/3の界を東に進み稜線に至り、ここより北東に起点を結ぶ線で囲まれた区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は東海自然歩道沿いに位置し、スギ・ヒノキの良く手入れをされた人工林による、いわゆる天竜美林と呼ばれる地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。定期的に巡視を実施することにより静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 湖西連峰鳥獣保護区（平成30年10月30日 静岡県告示第714号）

(1) 区域（区域表示の変更）

市道神座15号線と県道太田中原線と接する地点を起点とし、同点より県道太田中原線を西進し、市道梅田本線と接する地点に至り、同点より市道梅田本線を北進し、市道梅田12号線と接する地点に至り、同点より市道梅田12号線を南進し、市道梅田6号線と接する地点に至り、同点より市道梅田6号線を西進し、市道梅田5号線と接する地点に至り、同点より市道梅田5号線を南進し、県道太田中原線と接する地点に至り、同点より県道太田中原線を西進し、梅田川と接する地点に至り、同点より梅田川を北進し、愛知県境と接する地点に至り、同点より愛知県境を北進し、県道豊橋大知波線と接する地点に至り、同点より県道豊橋大知波線を東進し、市道大知波太田線と接する地点に至り、同点より大知波太田線を南進し、市道太田岩崎線と接する地点に至り、同点より市道太田岩崎線を西進し、市道神座山田線と接する地点に至り、同点より市道神座山田線を東進し、市道神座山田1号線と接する地点に至り、同点より市道神座山田1号線を南進し、湖西市神座脇田182-1と接する三叉路交差点を経由し西進し、神座川と接する地点に至り、同点より神座川を南進し、市道神座15号線と接する地点に至り、同点より市道神座15号線を南進し、起点に至る一円の区域

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 この区域は湖西市の西部山間地域を占めており、縦横に湖西連峰ハイキングコースがあり、温暖な気候を活かして柑橘、畜産等が盛んに行われている。一部の浜名湖県立自然公園に指定される等野生鳥獣の生息地であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する野生鳥獣の保護を図る。

11 松見ヶ浦鳥獣保護区（昭和48年10月26日 静岡県告示第1003号）

(1) 区域（区域表示の変更）

洲ノ鼻南端の湖西市利木スノハナ499-2の南端と浜名湖面との接点を起点とし、同地点から同湖面を直線に南進し、宇津山北端の同市入出高山874-78の北端と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って西進し、同市入出瀬田脇1790-2と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って北進し、同市大知波川岸1317-1と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って東進し、同市利木赤羽根484-3と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 集団渡来地

イ 指定目的 この地域は、渡り鳥の中継点として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、この地域を利用する渡り鳥の保護を図る。